

中国に輸出する酒類に関する証明書の発行について

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、我が国から中華人民共和国（以下「中国」といいます。）へ輸出される酒類について、我が国の所管当局が発行する証明書の添付が必要となる場合には、国税局（沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。）で対応しています。

1 中国が求める証明事項

中国へ輸出する酒類については、以下を証明する証明書を添付する必要があります。

- ・ 宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県及び東京都（以下「指定都県」といいます。）以外の道府県において製造（産出）された酒類であること（製造地証明書）

2 国税局で証明する事項

国税局においては、酒類業者から酒類に関して申請があった場合に上記 1 の事項について証明書の発行を行います。

3 証明書発行のために必要な書類及び提出方法

証明書の発行を申請しようとする方は、一元的な輸出証明書発給システム（以下「システム」といいます。）により、実際に輸出する酒類が証明した酒類と同一であることを確認できる書類（例：インボイス、パッキングリスト等）及びその他国税局長（沖縄国税事務所長を含みます。以下同じ。）が審査に必要として提出を求めた書類を添付の上、申請してください。システムの利用については、「酒類を輸出する際の輸出証明書の発行申請について」を御覧ください。

システムの故障又は改修により、システムによる申請ができない場合は、「中国向け輸出酒類に関する証明申請書」及び「中国への輸出申請書」に以下の書類を添付し、製造場等の所在地を所轄する国税局酒税課（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課。以下同じ。）へ提出してください。

添付書類

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 実際に輸出する酒類が、証明した酒類と同一であることが確認できる書類（例：インボイス、パッキングリスト等） |
| <input type="checkbox"/> 「中国向けに輸出する酒類に関する誓約書」 |
| <input type="checkbox"/> その他国税局長が審査に必要として提出を求めた書類 |

4 証明書発行に係る留意事項

申請者自身で申請内容が事実と相違ないことを必ず確認するとともに、十分な時間的余裕を確保した上で申請してください。申請が多数寄せられた場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。また、発行を受けた証明書は、その記載内容が申請内容と相違ないことを速やかに確認してください。

同一貨物に対し、原則、証明書を複数回発行することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、合理的な理由が存在する場合は、システムの備考欄（書面による申請の場合は適宜の箇所）に再申請理由及び当初発行した証明書番号を簡記して改めて申請することにより、証明書を再発行することが可能です。

－①輸出酒類が出港前、②外国当局へ証明書（コピーを含みます。）が未提出、かつ③当初発行分の証明書の原本を国税局へ返戻する場合

－外国当局から証明書に係る明確な修正指示があり、かつその修正内容が事実に対応したものであり、国税局において正当な理由として認められる場合

なお、再申請理由の内容によっては、証明書の再発行を行わない場合がありますので、御承知おき願います。

※1 証明申請を行う場合に必要となる添付書類の詳細については、申請を行う各国税局酒税課へお問い合わせください。

※2 平成27年9月1日から、国税局が発行する証明書について、偽造防止技術を備えた用紙に変更しました。

※3 令和3年4月1日から、国税局が発行する証明書について、朱肉による押印に替え、電子公印による押印に変更しました。

令和 年 月 日

国税局長 殿

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

(連絡先)

中国向け輸出酒類に関する証明申請書

中国に対して酒類を輸出するに当たり、次の事項について証明を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

申請内容及び添付書類については、本申請により証明を受ける輸出酒類に係るものであり、かつ各書類の原本と相違ありません。

また、本申請に係る証明について、貴職から報告を求められ、又はその職員が、事務所、倉庫若しくは工場等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査し、若しくは関係者へ質問することに対して協力することを誓約します。

上記の調査に応じない場合や、上記調査により申請内容が事実と異なることが判明した場合には、再発防止のための是正措置を講じ、その結果を貴職へ報告することに同意します。

(証明事項)

宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県及び東京都以外の道府県において製造（産出）されたものであること。

中国向け輸出酒類に関する証明申請書の記載要領等

記載要領

「中国への輸出申請書」に次の書類を添付して、製造場等を所轄する国税局に申請してください。

なお、審査をスムーズに行うため、「中国への輸出申請書」の記載誤り（スペルミスや転記誤り等）や添付書類の漏れがないか等、提出前によく御確認ください。

添付書類

- 1 輸出しようとする酒類が証明を受けた酒類であることが明らかとなる書類等（例：貨物コードが明らかとなる書類等（インボイス、パッキングリスト等））
- 2 「中国向けに輸出する酒類に関する誓約書」
- 3 その他国税局長が審査に必要として提出を求めた書類

留意事項

申請者自身で申請内容が事実と相違ないことを必ず確認するとともに、十分な時間的余裕を確保した上で申請してください。申請が多数寄せられた場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。また、発行を受けた証明書は、その記載内容が申請内容と相違ないことを速やかに確認してください。

同一貨物に対し、原則、証明書を複数回発行することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、合理的な理由が存在する場合は、システムの備考欄（書面による申請の場合は適宜の箇所）に再申請理由及び当初発行した証明書番号を簡記して改めて申請することにより、証明書を再発行することが可能です。

- －①輸出酒類が出港前、②外国当局へ証明書（コピーを含みます。）が未提出、かつ③当初発行分の証明書の原本を国税局へ返戻する場合
- －外国当局から証明書に係る明確な修正指示があり、かつその修正内容が事実即したものであり、国税局において正当な理由として認められる場合

なお、再申請理由の内容によっては、証明書の再発行を行わない場合がありますので、御承知おき願います。

(次葉)

令和 年 月 日

向けに輸出する酒類に関する誓約書

証明を受けようとする酒類については、下記のとおり酒税法の規定により作成・保存している帳簿等に基づき作成し、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 商品名： 品目：

2 数量、重量、包装形態：

<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 正味重量	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 総重量			

3 製造年月日： 年 月 日
(詰口日が異なる場合) 詰口年月日： 年 月 日

※ 異なる理由()

4 製造場所 (証明書に記載した最終加工地)

製造場の名称：

<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------

※ 上記以外の製造場で製成した場合には、その製造場

製造場の名称：

<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------

5 主原料及びその産地 (中国向けのみ)

主原料：

<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------

6 流通ルート (中国向けのみ)

製品：

原料：

7 誓約書記載内容の確認先 (申請者が輸出酒類の製造者でない場合のみ)

製造者名：

確認先担当者：

確認先電話番号：

確認日：

確認方法： 電話 対面 書面 その他()

留意事項

この誓約書は、証明申請書に次葉として添付して提出してください。

誓約いただいた事項については、該当事項の確認を行うために必要な書類（例：詰口帳の写し等）を提出する必要はありません。

ただし、証明書発行のため国税局長が審査に当たって必要と認めた書類については、提出を求める場合があります。

なお、申請者が輸出する酒類の製造者ではない場合、記載内容について「7 誓約書記載内容の確認先」の連絡先へ照会する場合があります。

また、証明書発行後に誓約内容に疑義が生じた場合等については、国税局から報告を求める場合や立入調査を実施する場合があります、さらに、発行した証明書を取り消す場合もあります。

記載要領

- 1 この誓約書は、酒税法の規定により作成・保存している帳簿等に基づき申請者が作成してください。
- 2 この誓約書は、一商品ごとに作成してください。
- 3 日本語で記載してください。
- 4 「_____向けに輸出する酒類に関する誓約書」の下線部については、輸出先国の国名（韓国、中国又はロシアのいずれか）を記載してください。
- 5 「1 商品名」について、日本語名称と英語名称が異なる場合、英語名称も併せて記載してください。
- 6 「2 数量、重量、包装形態」については、1梱包当たりの入数、1商品の重量、輸出梱包数、輸出重量を記載してください。
- 7 「3 製造年月日」については、詰口帳等に基づいて、輸出しようとする酒類の製造年月日を記載してください。

輸出しようとする酒類が特定名称酒の場合等、詰口を行った年月日と上記の製造年月日が異なる場合には、詰口年月日及び異なる理由を記載してください。

- 8 「4 製造場所」については、証明書に記載した最終加工地である酒類製造場の名称、住所等を記載してください。

※ 輸出しようとする酒類が上記以外の製造場で製成されている場合には、製成場所の名称、住所等も併せて記載してください。

- 9 中国に輸出しようとする酒類に関してこの誓約書を作成する場合には、「5 主原料及びその産地」について、原料受払帳や納品書等の書類に基づき、主原料及びその産地（都道府県、外国産の場合、国名）を記載してください。

なお、主原料とは、水を除いた原料のうち、最も重量の大きいものをいいます。

- 10 「6 流通ルート」については、原料の産地から製造場、製造場から輸出先までのルート及び輸送手段を記載してください。
- 11 申請者が輸出する酒類の製造者ではない場合には、記載内容を製造者（製造者の営業所等を含みます）から確認し、「7 誓約書記載内容の確認先」に確認先の名称、担当者、連絡先、確認日及び確認方法を記載してください。

Certification of the Place of Origin
for the Import into the People's Republic of China
(对中华人民共和国出口产品原产地证明书)
Food and Feed of Japan
(日本国食品及饲料品)

Invoice Number (发票号码) : Declaration Number (证明书号码) :

Country of dispatch (出口国) : Japan

Central Competent authority (主管部门)

Local Government (地方政府) :

Name of Products (产品名称) :

Products and Package (产品及包装) :

Products	Package

Embarkation (出口地) : , Japan

Destination (目的地) : , China

Producing district (原产地) prefecture, Japan

Producing district of a main material (产品主要加工原料的产地)

Prefecture	Country	
		<u>prefecture, Japan (or name of country)</u>

Methods and Routes of Transportation of products between the producing district, embarkation place and the destination in China

(从生产地区到发货地和中国目的地的运输方式及路线)

Methods and Routes of Transportation of a material between the producing district and establishment

(加工原料产地到加工厂的运输路线)

Name and Address of Establishment (加工厂名称及地址) :

Name (名称) :

Address (地址) :

Name of Exporter (出口商) :

Name of Consignee (进口商) :

Quantity (数量) :

Weight (重量) :

Weight	Unit

Date of Production (生产日期) :

Exporter (出口商) :

Name (名称) :

Address (地址) :

Country (国家) : **Japan**

Consignee (进口商) :

Name (名称) :

Address (地址) :

Country (国家) : **China**

Authorized by (授权签发人) :

Name (姓名) :

Position (职位) :

,Japan

Stamp (盖章)

日本から中国への食品の輸入に関する原産地についての証明書（仮訳）

インボイス番号: ●●●● 証明書コード: ●●●●

輸出国: Japan

権限ある当局（国の場合）:

権限ある当局（地方政府の場合）:

製品名:		
製品の種類、包装形態:	製品の種類	包装形態
出港地名:		, <u>Japan</u>
帰港地名:		, <u>China</u>
製品の原産地:		<u>prefecture, Japan</u>
主原料の産地:	道府県（日本の場合に記載）	国名（日本以外の場合に記載）
		<u>prefecture, Japan (or name of country)</u>
製造場から帰港地までの製品の運送ルートと方法		
加工原料の産地から加工地までの運送ルートと方法		
加工会社:		
名前:		
住所:		
輸出業者:		
輸入業者:		
数量:		
重量:	重量	単位
生産日:		

輸出業者:

名前:

住所:

国:

Japan

輸入業者:

名前:

住所:

国:

China

証明者:

代表者名:

機関名:

,Japan

署名

※記載事項は英語で記入してください。

太枠部分に必要事項を記載する。

(中国への輸出申請書)

Certification of the Place of Origin
for the Import into the People's Republic of China
(对中华人民共和国出口产品原产地证明书)

Food and Feed of Japan

(日本国食品及饲料品)

※⑮の日付の記載欄は「YYYY/MM/DD(例：2023/10/02)」と記載してください。

Invoice Number (发票号码) : ① インボイス番号 **Declaration Number (证明书号码) :** (国税局が記載)

Country of dispatch (出口国) : Japan

Central Competent authority (主管部门) : (国税局が記載)

Local Government (地方政府) : (記載不要)

Name of Products (产品名称) : ② 製品名

Products	Package
③-1 製品の種類	③-2 包装形態

Embarkation (出口地) : ④ 出港地, Japan

Destination (目的地) : ⑤ 帰港地, China

Producing district (原产地) : ⑥ 製品の製造地 (道府県) prefecture, Japan

Producing district of a main material (产品主要加工原料的产地)

Prefecture	Country
⑦-1 主原料の産地 (道府県)	⑦-2 主原料の産地 (日本以外の国) <u>prefecture, Japan (or name of country)</u>

Methods and Routes of Transportation of products between the producing district, embarkation place and the destination in China

(从生产地区到发货地和中国目的地的运输方式及路线)

⑧ 最終的な加工を行った製造場、日本の出港地、中国の帰港地間の運送ルート及び方法
(例) ○○prefecture (製造場) → (車両運送 by road through ○○prefecture) → △△port, ○○prefecture (出港地)
→ (船便 by ship) → □□port in China (帰港地)

Methods and Routes of Transportation of a material between the producing district and establishment
(加工原料产地到加工厂的运输路线)

⑨ 主原料産地から最終的な加工を行った製造場までの運送ルート及び方法
(例) ○○prefecture (産地) → (車両運送 by road through ○○prefecture) → ○○prefecture (製造場)

Name and Address of Establishment (加工厂名称及地址) :

Name (名称) : ⑩ 最終的な加工を行った製造場の名称

Address (地址) : ⑪ 上記製造場の住所

Name of Exporter (出口商) : ⑫ 輸出業者の名称

Name of Consignee (进口商) : ⑬ 輸入業者の名称

Quantity (数量) : ⑭-1 数量 c/s

Weight	Unit
⑭-2 重量(数値)	⑭-3 単位 (kg 等)

Date of Production (生产日期) : ⑮ 製造年月日

Exporter (出口商) :	
Name (名称) :	⑩ 輸出業者の名称
Address (地址) :	⑪ 輸出業者の住所
Country (国家) :	Japan
Consignee (进口商) :	
Name (名称) :	⑫ 輸入業者の名称
Address (地址) :	⑬ 輸入業者の住所
Country (国家) :	China

Authorized by (授权签发人) :

Name (姓名) : (国税局が記載)

Position (职位) : (国税局が記載)

Stamp (盖章)

,Japan

中国への輸出申請書 記載要領

中国への輸出申請書の各欄の記載要領は次のとおりです。
なお、本申請書の各欄へは英語で記載してください。

① 「Invoice Number」欄

インボイス番号を記載してください。

なお、証明の申請時点で、貨物番号を有さない場合には証明申請段階では空欄とし、中国側に提出するまでに記載してください。

② 「Name of Products」欄

輸出製品の製品名を記載してください。

③ 「Products and Package」欄

輸出製品の具体的内容、包装形態を記載してください。

④ 「Embarkation」欄

日本からの出港地を記載してください。

⑤ 「Destination」欄

中国内の目的地を記載してください。

⑥ 「Producing district」欄

最終的な加工を行った製造場等の住所（道府県）を記載してください。

⑦ 「Producing district of a main material」欄

主原料の産地が日本国内の場合、Prefecture 欄に道府県を記載してください。

主原料の産地が日本以外の国の場合、Country 欄に国名を記入してください。

⑧ 「Methods and Routes of Transportation of products between the producing district, embarkation place and the destination in China」欄

輸出製品が最終的な加工を行った製造場から、日本の出港地、中国の帰港地に至るまでの運送ルート及び方法を記載してください。

⑨ 「Methods and Routes of Transportation of a material between the producing district and establishment」欄

輸出製品の主原料が産地から、最終的な加工を行った製造場に至るまでの運送ルート及び方法を記載してください。

⑩、⑪ 「Name and Address of Establishment」欄

最終的な加工を行った製造場の名称と住所を記載してください。

⑫ 「Name of Exporter」欄

輸出業者の名称を記載してください。

⑬ 「Name of Consignee」欄

輸入業者の名称を記載してください。

⑭ 「Quantity and Weight」 欄

輸出製品の数量及び重量を記載してください。

⑮ 「Date of Production」 欄

輸出製品の製造年月日を記載してください。

⑯ 「Exporter Name」 欄

輸出業者の名前を記載してください。

⑰ 「Exporter Address」 欄

輸出業者の住所を記載してください。

⑱ 「Consignee Name」 欄

輸入業者の名前を記載してください。

⑲ 「Consignee Address」 欄

輸入業者の住所を記載してください。

【留意事項】

審査をスムーズに行うため、申請書の記載誤りや添付書類の漏れ等が無いか、提出前によくご確認いただくようお願いします。